

- 6/17（金）に、国や自治体が防災訓練を企画・実施する際の基本方針を定める「総合防災訓練大綱」（中央防災会議決定）が改定され、「**地方公共団体等における防災訓練の実施例**」の一つとして、**災害廃棄物の処理体制に関する訓練について記載が改定された。**
- 都県が災害廃棄物処理の訓練を実施する場合には、関東地方環境事務所としても積極的に連携していきたい。また、都県の総合防災訓練の現場等での関係各機関との連携強化及び顔の見える関係の構築に引き続き取り組んで参りたい。

（参考）令和4年度総合防災訓練大綱（令和4年6月17日 中央防災会議決定）（抜粋）

5. 地方公共団体等における防災訓練等

（3）地域の実情に応じた訓練

各地域により訓練が必要とされる災害の種類等が異なることから、地震災害、津波災害、風水害、竜巻災害、土砂災害、火山災害、雪害、原子力災害等の過去の災害発生履歴等を踏まえ、当該地域において特に訓練の必要性が高い災害を想定し、多数の住民の参加による、地域の実情に応じた訓練の積極的な実施に努める。（中略）

（別紙2「地方公共団体等における防災訓練の実施例」参照）

<別紙2 地方公共団体等における防災訓練の実施例>

5 ライフラインの確保・対応、物資の調達・輸送等の訓練

防災関係機関等が一体となって、ライフライン等の確保、情報化対応及び物資の調達・輸送等の円滑化に向け、以下の訓練に努める。

○通信・電力・ガス・上下水道等のライフラインの地域、企業等において行う代替手段等の確保、関係機器の点検とその使用方法の習熟等の訓練

○ライフライン施設における、相互応援も含んだ応急復旧等の訓練

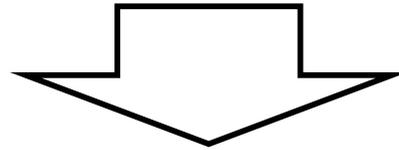
~~○災害廃棄物の都道府県単位での処理体制の確保に関する訓練（改定前）~~

→災害廃棄物処理計画も活用した災害廃棄物に関する地方自治体での処理体制の確保に関する訓練（改定）

○住居、事務所等の倒壊に備えた応急用資機材の確保、調達、応急復旧等の訓練（以下略）

未利用国有地に関するデータについて

- 災害廃棄物対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（抜粋）
- 市区町村有地以外の候補地を含め、必要・適当な仮置場候補地の選定への支援
 - ・ 仮置場の必要面積を把握しているにもかかわらず、約2割の市町村が仮置場候補地の選定に至っていない
 - ・ 市町村が選定した候補地のほとんどが市町村有地で、国有地や都道府県有地はごく僅か



- 未利用国有地に関するデータについて
 - ・ 関東財務局が災害時の支援等に関する協定を締結している都県及び自治体に対して、未利用の国有地をガレキ置き場等として無償で提供する災害復旧支援を行っている。
 - ・ 協定を締結している都県及び自治体に対しては、関東財務局の各財務事務所から四半期に1度、協定締結先の防災部局に未利用国有地等のデータが提供されている。
 - ・ 適宜、防災部局との内部調整の上、仮置場候補地選定の参考としていただきたい。
- 管内自治体との災害時の支援等に関する協定（関東財務局）
[管内自治体との災害時の支援等に関する協定:財務省関東財務局 \(mof.go.jp\)](https://www.mof.go.jp/press/2015/04/20150420_01.html)